

環境配慮型県庁立体駐車場整備事業

業務仕様書

令和6年5月

宮崎県

環境配慮型県庁立体駐車場整備事業業務仕様書

1 業務仕様書の位置づけ

環境配慮型県庁立体駐車場整備事業業務仕様書は、環境配慮型県庁立体駐車場整備事業（以下「本事業」という。）において、宮崎県（以下「県」という。）が要求する施工水準を示すとともに、本事業の公募型プロポーザルに参加する者の提案に対して、具体的な指針を示すものである。

2 業務内容

(1) 業務名称

環境配慮型県庁立体駐車場整備事業

(2) 業務概要

本事業は以下に掲げる業務を行う。

ア 設計業務

イ 建設業務

ウ 工事監理業務

エ 上記の関連業務

(3) 業務の範囲

ア 事前調査等業務

A 電気設備等（太陽光発電設備、電動車両用充電器及び蓄電池を含む）に関わる関連機関協議、住民説明会等の近隣住民への対応

B 自走式立体駐車場建設に伴う集団規定の適合性に関する調査

C その他、ボーリング等の事業に必要なとなる調査

イ 設計業務

A 自走式立体駐車場及びそれに関連する施設の設計

B 駐車場管制機器、電気設備（太陽光発電設備、電動車両用充電器及び蓄電池を含む）、消防用設備等、駐車場運営に必要な全ての設備の設計

C 敷地の外構等の施設の設計

ウ 建設業務

A 自走式立体駐車場及びそれに関連する施設の建設

B 駐車場管制機器、電気設備（太陽光発電設備、電動車両用充電器及び蓄電池を含む）、消防用設備等、駐車場運営に必要な全ての設備の設置

C 敷地の外構等の施設の整備

D 新規建設に伴い、業務場所にて不要となる既存構造物等（旧自治学院基礎杭を含む）の撤去及び移設、解体・処分並びに隣接する既存建築物に新たに発生する延焼のおそれがある部分の改修

エ 工事監理業務

A 上記ウで行う建設の工事監理

オ 関係機関への手続き業務

A 計画通知ほか、事業に伴う各種申請等の手続き業務（申請等に伴う手数料等を含む）

カ その他、本事業を実施するにあたり必要な業務

A 測量（平面測量、断面測量、境界測量）

B 測量図面の作成

(4) 事業用地

ア 敷地所在地

所在地 宮崎市旭1丁目2（位置図等は別紙1参照）

敷地面積 7,803.56㎡

用途地域 近隣商業地域、準防火地域

容積率 300%（都市計画法）

建蔽率 80%（都市計画法）

イ 工事施工に伴う工事用材料等の置場

施工業者にて必要な置場を独自で確保すること。

ウ その他

敷地内に残存施設あり

(5) その他

前金払については、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う。

3 事業に関する方針

(1) 基本方針

県公用車への電動車の導入拡大（第四次宮崎県環境基本計画）に伴う充電設備などの環境整備とともに、本庁域周辺の公用車駐車場の集約化等を図るため、新たに立体駐車場を整備する。

あわせて、太陽光パネルを設置し、電動車への充電や県庁舎への電力供給に活用することにより、再エネ由来電力の利用拡大、普及啓発を図る。

(2) 整備方針

ア 利用者にやさしく親しみやすい施設

A ユニバーサルデザインなどに配慮した施設とすること。

B サイン表示や管制設備などにより、分かりやすい施設とすること。

イ 安全で安心な施設

A 利用者の事故や防犯面からの安全性が確保された施設とすること。

B 駐車場への出入りがしやすく、駐車場内外においても極力渋滞を回避するよう配慮した施設とすること。

ウ 周辺施設に配慮した施設

A 駐車場利用者が県庁各庁舎へアクセスしやすいこと。

B 周辺交通、雨水、光、音等の近隣への影響について配慮した施設とすること。

エ ライフサイクルコストに配慮した施設

A 建物の長寿命化、管理費の軽減等の観点から、経済性に配慮した施設とすること。

B ライフサイクルコストの低減に配慮し、耐久性に富んだ材料、設備機器とすること。

4 計画概要（要求水準）

(1) 規模及び概要

ア 構造規模

自走式立体駐車場及び付帯施設

イ 収容台数

245台程度とする。(障がい者駐車場を含む。)

来庁者用駐車場 92台

公用車駐車場 153台

ウ 運用方針

(ア) 立体駐車場本体

当該駐車場は、低層階を来庁者用駐車場、上層階を公用車駐車場とする。上層階に最大100台分の電動車用普通充電器を設置する。併せて停電時の電力供給用として蓄電池設備一式を設置する。

将来、来庁者用駐車場を有料駐車場（閉庁日に限る。）とすることを予定している。

なお、公用車に対しては車両ナンバー読み取り機能を備え、来庁者に対しては認証機等を用いて無料処理ができる設備を有するものとする。認証機を用いて無料処理を行う場合は、無料処理に対応可能な設備を10台程度必要とする(本館に2台及び1号館、議会棟、3号館、4号館、7号館、8号館、防災庁舎、物産館に各1台を設置する。)

(イ) 太陽光発電設備等

昼間は使用していない公用電動車の充電ができるよう、屋上階に太陽光発電設備を設置する。

夜間は電力会社から電力を調達して、電動車への充電を行う

また、停電時に電動車への充電及び防災設備や管制設備など必要最小限の負荷設備に電力供給が行えるよう、蓄電池設備を設置し、必要となる配線工事を行う。

(2) 機能仕様概要

A 本 体 構 造	項目	機能・仕様
	A01 総合耐震設計基準	・ 総合耐震設計基準「官庁施設の総合耐震基準」に基づき、次の性能以上を有すること。 s 構造体Ⅲ類 建築非構造部材 B 類 建築設備乙類
	A02 各階有効高さ	・ 各階の高さは2.3m以上とし、入り口付近には高さ制限バー等を設置し、安全確保及び施設保護に配慮した設計とすること。
	A03 耐荷重	・ 耐荷重及び転落防止策の衝撃荷重については、車両総

		重量2.0 t以下の車両について安全な構造とすること。
A04	自動車出入口	・自動車出入口の設置は県道11号のみとすること。
A05	階段	・階段は1箇所以上に設置すること。 ・階段幅は有効幅1.5m以上とすること。 ・階段は滑りにくく防音に配慮した素材とし、両側2段の手すりを設置すること。 ・景観等を考慮した目隠し等を設置をすること。
A06	スロープ	・スロープが必要な場合は、真空 O リング刷毛引き仕上げと同等以上のスリップ防止をすること。 ・傾斜部の縦断勾配は10%を超えないこと。
A07	転落防止対策	・自動車の誤操作等による衝突等に対して、転落防止対策がされていること。
A08	その他	・日影や騒音等の影響を抑制する計画とすること。

B 内 外 装	B01	外装材	・耐候性に優れメンテナンスなどの維持管理に配慮した材料を選定すること。
	B02	外観デザイン	・外観デザイン及び色彩については、周辺の景観に配慮しながら、利用者や周辺住民、通行者が親しみをもてるものにする事。 ・利用者が快適に、安心して利用するため、特異な外観とせず、デザイン性に優れ、県民に愛着をもたれるよう配慮すること。 ・県庁の駐車場としてふさわしいデザインとすること。
	B03	周辺環境への配慮	・近隣の住居環境及び施設環境に配慮し、視線や自動車のヘッドライトなどを遮る構造とすること。
	B04	内装デザイン	・内部では照度が確保され、サイン等が明瞭に視認できるものとする事。 ・利用者が駐車場所、駐車階層を容易に認識できるよう配慮したデザインとすること。
	B05	床材	・耐久性及び防滑性に優れた材料を選定すること。

C 駐 車 区 画 ・ 車 路 ・ 動 線 計 画	C01 駐車区画 (1台あたりの有効寸法)	一般車両：幅2.5m、奥行き5.0m以上
	C02 車路の幅	一方通行：幅3.5m以上 対面通行：幅5.5m以上
	C03 駐車区画線	<ul style="list-style-type: none"> ・15cm以上の区画線とすること。 ・駐車区画は駐車しやすいように配慮すること。
	C04 車止め	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車の衝撃などで外れない構造とし、アンカー止めを原則とする。高さは8cmで、幅は60cm以上とする。
	C05 自動車の動線	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な誘導のために車路には誘導線を設けること。出入口、一時停止、徐行部分が認識できるように表示すること。 ・事故回避、渋滞回避に配慮し、かつ分かりやすいものとし、案内看板等サイン、ガードパイプ、ポストコーン、カーブミラー等を適切に設置し円滑な移動や入出庫が行われるよう配慮すること。
	C06 歩行者の動線	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性に十分配慮するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、車いす利用者やベビーカー利用者などを含め、誰もが利用しやすい動線計画とすること。

D 付 帯	D01 太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池容量は合計で100kWと同等以上とすること。 ・太陽光発電設備はJET認証を取得したもの、またはこれに相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。 ・系統平常時は、太陽光発電設備及び蓄電池を電力会社の系統と連系して運転を行う。 ・系統側の異常時には、連系保護装置等により、パワーコンディショナ類を停止するとともに、連系状態を遮断（解列）する。 ・太陽光発電の余剰電力は電力会社に売電しない。ただし、蓄電池からの放電電力は系統に逆潮流させないよう工夫し、電力会社との系統連系を可能とする。 ・蓄電池の機能を活用して構内電力需要の平準化（ピークシフト）を行えるものとする。 ・ピークシフト時の対象負荷は、防災用負荷に限定せず、
-------------	-------------	---

	<p>駐車場全体の負荷を活用できることを原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力会社の系統が停電した場合は、自動的かつ速やかに自立運転モードに切り替える。ただし、無瞬断での切り替えについては、系統平常時の電力損失に配慮して実施しない。 自立運転モードに切り替わった際に、蓄電池から無用に電力が消費されないよう使い勝手にも配慮した設備とする。 停電が長期化して蓄電池が枯渇した場合でも、太陽光の日射があれば防災用負荷へ電力が供給できること。また、その際に余力があれば蓄電池に充電できるものであること。 何らかの原因で、蓄電池の制御電源まで枯渇してしまった場合に、太陽光発電用パワーコンディショナの自立運転機能が不能となるシステムの場合は、簡単なマニュアル操作により太陽光を活用して通常状態に復旧できるものであること。 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
<p>D02 パワーコンディショナー</p>	<p>①太陽光発電専用パワーコンディショナー 容量 10kVA × 8台 直流入力 定格電圧400V 入力電圧範囲 DC0 ～ 650V 交流出力 単相3線式 定格電圧202V 定格周波数 60Hz</p> <p>②蓄電池用パワーコンディショナー等</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電池用パワーコンディショナー、擬似系統装置及び入出力切替装置等の容量は100kW以上の太陽光発電と蓄電池の充放電が十分な入出力で制御できるものとする。 蓄電池用パワーコンディショナー等は、時間帯により系統からの購入電力を減少できるようにピークシフト機能をもたせること。 具体的には、毎日最低1回の充放電を行えるものとするが、災害時等の系統停電時に備えて系統平常時は50%程度の残量を保つものとする。ピークシフトの条件としては、タイマー設定又はデマンド監視情報の取

	り込み等により行うものとする。
D03 蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> 蓄電池の容量は定格で13 kWh以上とする。 蓄電池は、災害時等で電力会社からの電力が停止した場合に、非常用として利用できる電力を蓄えるためのものでもあることから、経年劣化やサイクル寿命に配慮すること。 期待寿命としては、放電深度50%で毎日1回以上の充放電を8年以上繰り返しても定格の70%以上は利用が見込めるものとする。 JIS規格をはじめ公的機関、民間機関を問わず短絡や過熱に対する安全性が証明されたものを選定する。 蓄電池の劣化状況を定期点検時に確認するため、充放電試験が容易に行えるよう工夫する。
D04 表示装置	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電の発電電力や気象データ、蓄電池の残量や充放電の様子等を表示できる装置を設置する。 発注者が指定する場所に1面の屋内型表示モニターを設置する。 屋内型表示モニターはカラー液晶タイプとし、42インチ相当の壁掛け型を原則とする。
D05 電動車車両用普通充電器	<ul style="list-style-type: none"> 電気特性は以下を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> a 入力 30A単相200V、60Hz b 最大出力 6kW 遠隔制御機能付き充電器であること。 設置台数は最大で電動車100台分を予定している。
D06 エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> 11人乗り程度のエレベーターを1基設置すること。 各階に停止すること。 防犯面に配慮した仕様とすること。 ユニバーサルデザインに配慮した仕様とすること。
D07 場内案内板	<ul style="list-style-type: none"> 駐車後の案内、車両出口の行き先案内、高さ制限・重さ制限の案内、歩行者の動線等を表示する案内板を適切に配置すること。
D08 照明設備	<ul style="list-style-type: none"> 照度は駐車場法施行令第13条の規定以上とすること。 LED等環境に配慮した灯具とすること。 点灯、消灯、全点灯、減点灯をタイマー等で制御できること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境を十分に配慮した灯具とすること。
	D10 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・場内に鳩等の野鳥が侵入した場合にも、糞害等が起こることのないよう対策を施すこと。

E 管 制 設 備	E01 出入庫管理装置	<ul style="list-style-type: none"> ・入出庫時の渋滞を極力回避するシステム構成とすること。 ・満空車情報等を電話回線にて外部と通信できること。 ・一般公開されるWEBシステムとの連動が可能であること。
	E02 場内管制機器	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の在車台数を常時計数し、駐車場入口において満空車状態をLED表示すること。 ・台数計数の精度は誤差0.5%を下回ること。 ・満空車表示の基準台数を容易に変更できること。 ・複数方向から車両が合流するポイントには、警報音付警告灯を設置すること。警報音については入切、音量調整及び時間調整が可能であること。
	E03 駐車場監視装置	<ul style="list-style-type: none"> ・入口及び出口部分の重点監視を行うほか、駐車場各部、通路、階段、エレベーター内等も含む場内全体を見渡せるようカメラを配置すること。 ・録画機能を有し、2週間以上全カメラの画像データを残すことができること。 ・画質は車両ナンバーが認識できる程度のものとする。 ・カメラにて監視中であることを掲示すること。 ・県が別途計画する工事がある場合は、必要な機能が確保されるよう協力すること。

F 排 水 機 能	F01 排水機能	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の基本構造は原則として、国土交通省建築設備設計基準と同等によるものとし、大雨の際にも、開放部から降り込んだ雨水及び屋上階に降った雨水等が駐車場内に溢れることのないようにすること。 ・排水について、開渠の場合は原則として有蓋構造とし、最低断面を250mm×250mm以上とすること5mに1箇所以上グレーチングを設けること。 ・排水について、暗渠の場合は原則としてCSBI型とし、最低断面φ250mm以上とすること。
-----------------------	----------	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・排水の合流点及び開渠と暗渠の接続点については、原則として集水枘を設置すること。 ・車路横断部については、原則として暗渠にすること。
--	--	---

G 外 構	G01 樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・既設樹木の存置・移植については提案に委ねるものとする。
	G02 外構フェンス	<ul style="list-style-type: none"> ・既設フェンスは撤去することとし、敷地内への侵入を防止する措置（フェンス等）を行うこと。 ・フェンスの高さは、H=1200mm以上とする。
	G03 撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・既設構造物（警備員詰所、フェンス、植栽帯、舗装、側溝、アルミカーポート等）で不要なものは、原則撤去とする。 ・工事場所（企業局南駐車場）の敷地内南西角にあるモニュメント「のびる像」については、受注候補者との協議の上で撤去等の判断をする。

H そ の 他	H01 防災安全計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、風水害、落雷、停電、火災等への配慮、非常時の避難安全性に対する性能を確保すること。 ・死角の少ない計画とするなど、保安管理について配慮すること。
	H02 看板サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・外部案内板、各種誘導（注意）板、車両誘導表示その他を設け、利用者にわかりやすく機能的であるものにする。 ・来庁者並びに公用車の利用に供するものである旨を表示すること（立看板）。 ・「満・空」表示をすること。
	H03 ユニバーサルデザイン対応	<ul style="list-style-type: none"> ・各階ともバリアフリーとする。駐車区画、昇降機、敷地内通路は歩行者の安全性にも十分配慮し、車いす利用者、ベビーカー使用者にも利用しやすい計画とすること。
	H04 公用車駐車	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用地内に検診（健診）バス2台を駐車できるよう計画すること。

(3) 費用負担

別添リスク分担表を参照

5 設計業務及び建設業務等に関する事項

(1) 業務に関する事項

ア 業務全般

- A 受注者は、県と十分な打合せを行い、設計を行うこと。
- B 県は、設計内容が提案内容及び要求水準に適合するか否かの確認を行い、その結果、条件を満たしていない場合は設計変更を求めることができる。
- C 受注者は、進捗状況に応じて県に設計図書等を提出する等の中間報告を行い、承認を得なければならない。
- D 受注者は、設計段階より近隣住民に対しての配慮を行うこと。
- E 受注者は、その他本業務を実施する上で必要な業務を行うこと。

イ 設計図書等

- A 受注者は、次表に掲げる設計図書等がそれぞれ完成した時点で当該設計図書等を県に提出し、承認を受けること。

設計図書等（名称）	サイズ	部数	電子記録媒体（DVD等）
打合せ記録簿	A 4 版	1 部	○
確認済証	—	1 式	
検査済証	—	1 式	
設計基準による設計図（製本図）	A 1 又は A 2 版	1 部	○
設計図縮小版（製本図）	A 3 版	3 部	
構造計算書	A 4 版	1 部	○
数量調書	A 4 版	1 式	○
各種計算書	A 4 版	1 部	○
竣工図（製本図）	A 1 又は A 2 版	1 部	○
竣工図縮小版（製本図）	A 3 版	3 部	
工事記録写真		1 部	○

完成写真		2部	○
その他必要と認められた資料	別途指定	1式	○

※設計図、竣工図はCAD作成とし、JW-cadで動作できること。

ウ 進捗管理

業務の工程進捗管理については、監督員と定期的に連絡をとりながら受注者が主体的に行うこと。

エ 設計変更の対応

- A 発注者が必要と認めた場合、受注者は設計変更を発注者に求めることができる。
- B 設計変更の手続き及び費用負担については、県と受注者が協議の上決定する。

(2) 建設業務に関する事項

ア 業務全般

- A 受注者は、監督員と随時連絡をとりながら業務を進めること。
- B 関係法令の遵守はもとより、工事関係者及び近隣住民の安全確保、地球環境保全への配慮をすること。
- C 近隣住民より工程等の説明を求められた場合は、説明に必要な資料等の作成、配布、説明会開催、運営を行うこと。
- D 騒音、振動の発生又は粉塵の飛散等に係る対策を行い、近隣への影響を最小限にすること。
- E 工事施工計画書を作成し、監督員へ提出し、承諾を得ること。
- F 工事関係者等の安全を十分に確保すること。
- G 本事業により、県及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険（火災保険及び賠償責任保険等）に加入すること。

イ 建築工事

- A 建築に必要な各種申請等の手続きを工事工程に支障のないように実施し、必要に応じ各種許認可等に資料の写しを添付したものを監督員に提出すること。
- B 工事資機材の搬出入の際は、工事区域外での車両の駐車、工事に使用する道路の維持・管理及び清掃については自主管理を徹底すること。
- C 工事完成後、法的に必要な完了検査、検査済証取得後の完成手続き業務を実施すること。
- D 完了手続後、監督員のほか、本県が発注する請負工事の検査に関する規定により検査を受けること。

ウ 特記事項

- A 公共建築工事標準仕様書に準じて実施すること。
- B 関連法規に基づいた設備計画とするとともに耐久性・更新性に配慮したものとすること。
- C 建設発生土の処分に当たっては、土壌汚染対策法及び「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理すること。

- D 「建築工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通知）」及び関連法規の規定を遵守し施工すること。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）の建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。
- E 排ガス対策型建設機械を使用すること。
- ・対象機種:バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW）
 - ・対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値）
- F 工事中は工事現場の周囲に仮囲い（高さ1.8メートル以上）を設置すること。
- G 工事中は必要に応じて汚泥の流出対策を行うこと。
- H セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合には、条件によっては六価クロムが土壤環境基準を超える濃度で溶出するおそれがあるため、六価クロム溶出試験を実施して六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認すること。
- I 工事現場は降雨、湧水等の排水を完全に行なえるよう十分な水替設備を設け、掘削部分に水を滞留させないように注意し、排水は必要に応じ沈砂枡を設けて土砂を流さないようにすること。

(3) 工事監理業務

- ア 工事監理業務を行う者は、関係法令及び適用基準等に基づいて業務監理を遂行すること。
- イ 業務の進捗状況に応じて監理業務内容を報告するなど、監督員と連絡を取り、かつ十分に打合せをして事業の目的を達成すること。
- ウ 工事監理を行う者については、設計内容に精通した者であること。

(4) 遵守すべき法令・適用基準等

本事業を実施するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建設業法（昭和24年法律第186号）、消防法（昭和23年法律第186号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）、宮崎市景観条例（平成19年条例第35号）のほか、関係する法令・条例等を遵守すること。また、適用基準として以下を参照にすること。なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。ただし、O、P、Q、R及びSについては、宮崎県県土整備部が定める各仕様書を総務部においても準用する。なお、仕様書類はすべて最新版を適用すること。

- A 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）
- B 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）
- C 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）
- D 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）
- E 公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編）
- F 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）

- G 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）
- H 公共建築設備工事標準図（統一基準）（機械設備工事編）
- I 建築設備設計基準
- J 建築工事監理指針
- K 建築改修工事監理指針
- L 電気設備工事監理指針
- M 機械設備工事監理指針
- N 官庁施設の総合耐震計画基準
- O 地質・土木調査業務共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- P 設計業務共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- Q 建築設計業務委託共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- R 土木工事共通仕様書（宮崎県県土整備部）
- S 土木工事施工管理基準（宮崎県県土整備部）
- T その他関係適用基準等